

木城町告示第10号

平成29年第2回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成29年4月27日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 平成29年5月1日（月）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

眞鍋 博君

神田 直人君

中武 良雄君

黒木 泰三君

堀田 廣幸君

瀧上 三月君

原 博君

山田 秋吉君

内田 重則君

後藤 和実君

○応招しなかった議員

平成29年 第2回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

平成29年5月1日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成29年5月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
- ①特別委員の辞任について
- 日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第39号 専決処分の承認を求めるについて
(平成28年度木城町一般会計補正予算 第10号)
- 日程第7 議案第40号 専決処分の承認を求めるについて
(平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号)
- 日程第8 議案第41号 専決処分の承認を求めるについて
(平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第5号)
- 日程第9 議案第42号 専決処分の承認を求めるについて
(平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第5号)
- 日程第10 議案第43号 財産の取得について
- 日程第11 議案第44号 監査委員の選任について
- 日程第12 委員会付託の省略
- 日程第13 議案に対する質疑
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 議席の一部変更
- 追加日程第4 副議長辞職の件
- 追加日程第5 副議長の選挙

- 日程第14 常任委員の選任について
日程第15 議会運営委員の選任について
追加日程第6 特別委員の選任
追加日程第7 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出
追加日程第8 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙
追加日程第9 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙
追加日程第10 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙
日程第16 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
1) 議長の諸般の報告
①特別委員の辞任について
日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町税条例の一部を改正する条例)
日程第5 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第6 議案第39号 専決処分の承認を求めるについて
(平成28年度木城町一般会計補正予算 第10号)
日程第7 議案第40号 専決処分の承認を求めるについて
(平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号)
日程第8 議案第41号 専決処分の承認を求めるについて
(平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第5号)
日程第9 議案第42号 専決処分の承認を求めるについて
(平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第5号)
日程第10 議案第43号 財産の取得について
日程第11 議案第44号 監査委員の選任について
日程第12 委員会付託の省略
日程第13 議案に対する質疑
追加日程第1 議長辞職の件

- 追加日程第2 議長の選挙
追加日程第3 議席の一部変更
追加日程第4 副議長辞職の件
追加日程第5 副議長の選挙
日程第14 常任委員の選任について
日程第15 議会運営委員の選任について
追加日程第6 特別委員の選任
追加日程第7 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出
追加日程第8 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙
追加日程第9 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙
追加日程第10 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙
日程第16 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 渕上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 橋本 正枝君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中村 宏規君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	吉岡 信明君

環境整備課長 …………… 押川 道彦君 教育課長 …………… 西田 誠司君
税務課長 …………… 中井 諒二君 福祉保健課長 …………… 小野 浩司君
町民課長 …………… 萩原 一也君 産業振興課長 …………… 淵上 達也君

午前8時59分開会

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから平成29年第2回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成29年第2回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、4月28日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 和実） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により2番、神田直人君、3番、中武良雄君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（後藤 和実） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（後藤 和実） 日程第3、諸報告を行います。

これより議長の諸般の報告を行います。

まず、特別委員の辞任についての報告を行います。

去る4月30日付で、議会広報編集特別委員会山田秋吉委員長、中武良雄副委員長、内田重則委員及び新田原基地対策特別委員会黒木泰三副委員長、眞鍋博委員の辞任を委員会条例第11条第2項の規定により、議長において許可いたしましたので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第37号

日程第5. 議案第38号

日程第6. 議案第39号

日程第7. 議案第40号

日程第8. 議案第41号

日程第9. 議案第42号

日程第10. 議案第43号

日程第11. 議案第44号

○議長（後藤 和実） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第37号から日程第11、議案第44号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 平成29年第2回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中にご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第37号から議案第44号に至る8議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第37号、議案第37号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部が改正され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点は、国の税制改正に伴うもので、所得割の課税標準や固定資産税の課税標準、軽自動車税の税率の特例等の改正を行うものであります。

次に、議案第38号、議案第38号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の一部が改正され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点は、国民健康保険税の軽減措置の5割軽減及び2割軽減の基準について、被保険者に乗ずる金額の改正を行うものです。

次に、議案第39号、議案第39号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成28年度木城町一般会計補正予算（第10号）であります。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算第10号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,357万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ48億487万円にするものであります。

歳入の主なものは、地方消費税交付金3,966万5,000円、町税1,339万円、寄附金1,200万円、国庫支出金減額1,783万1,000円、地方交付税減額1,572万4,000円、県支出金減額1,182万5,000円等であります。

歳出の主なものは、予備費1億4,951万7,000円、民生費減額3,902万9,000円、農林水産業費減額2,446万8,000円、教育費減額1,571万7,000円等であります。

次に、議案第40号、議案第40号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算第5号は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,775万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ9億6,727万5,000円にするものであります。

歳入の主なものは、県支出金2,675万7,000円、繰入金減額4,500万円、国民健康保険税減額817万4,000円等であります。

歳出は、保険給付費減額2,450万円、予備費減額325万6,000円であります。

次に、議案第41号、議案第41号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）で

あります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算第5号は、予算の総額から歳入歳出それぞれ59万円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億3,313万6,000円にするものであります。

歳入は、一般会計からの繰入金を59万円減額し、歳出は、公共下水道費の工事請負費を59万円減額するものであります。

次に、議案第42号、議案第42号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算第5号は、予算の総額から歳入歳出それぞれ120万円を減額し、予算の総額をそれぞれ6,801万9,000円にするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料減額111万5,000円等であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金減額57万1,000円、総務費減額53万円等であります。

次に、議案第43号、議案第43号は財産の取得についてであります。

木城地域ふれあい館の運動機器を購入するに当たり、4月26日に執行しました指名競争入札により、イノウエスポーツ代表甲斐宣行が1,853万円で落札し、取引に係る消費税148万2,400円を加え、2,001万2,400円で契約するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第44号、議案第44号は監査委員の選任についてであります。

議員の中から選任しておりました内田重則委員が平成29年4月30日をもって辞職されましたので、新たに後藤和実氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして承認及び可決、同意をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第 1 2. 委員会付託の省略

○議長（後藤 和実） 日程第 1 2、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第 3 7 号から議案第 4 4 号に至る議案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 7 号から議案第 4 4 号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 1 3. 議案に対する質疑

○議長（後藤 和実） 日程第 1 3、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第 3 7 号から議案第 4 4 号に至る議案の 1 議案ごとの質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第 3 7 号の、専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 3 7 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第 3 7 号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第 3 8 号、専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 3 8 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第38号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第39号、専決処分の承認を求めるについて（平成28年度木城町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第39号に対する質疑はありませんか。6番、堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 35ページになります。財政管理費についてお尋ねをいたします。

今回、寄附額の増額補正が1,200万円に対して、この増額を大きく上回る2,287万円が経費として計上されましたけれども、今までのバランスがとれていた分から大きく1,000万円以上、報償費とそれから手数料が上回るちゅう形になってはいますが、この要因についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） この要因は、議員さんもお存じのように、カメラ関係についてですね、だめですよということで、今、通知が来ておるわけですがけれども、その関係がありまして、まだ本町におきましては3月まではカメラについても認めておる状況でございます。

そこで駆け込みといいますか、カメラに対する注文が大きく発生しまして、予想を超える部分が出てきたということでございます。それが主な理由でございます。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 3月にもこれ質問したんですけれども、昨年12月議会で寄附額の増額補正はないのに手数料だけが1,400万円ほど増額をされました。このときの理由がいわゆる大口寄附金が減りましたと、要するに、今言われたカメラが大きく減って、1万円コースの豚肉コースが約6,000円ぐらいふえる見込みですと、12月に重なって、なので手数料部分を1,400万円補正増額しましたという説明だったんですよね。

3月に7,000万円、ふるさとの寄附金の増額をされまして、そのうちの半分の3,500万円が報償費、残りは2,000万円程度でしたけれども、当時の財政課長は、いわゆるポータル

サイトの手数料が1%ぐらいだったのが、消費税を込んで12から13%に手数料がふえましたということで、その、いわゆる手数料の部分が2割ぐらいを見ておったけれども、20%を越す状況になって、いわゆるその残り、何ていうんでしょうか、歩どまり率が3割を見込んでいたけれども、このときに28.5ぐらいまでに落ち込むことになりましたという説明だったんですよね。

要するに、カメラが減って、ほかの部分の件数が多くなったので手数料がふえましたという説明、それを今、課長は今度は反対に、カメラが多くなったのでという説明なんですけれども、それでは、いわゆる手数料がふえた部分、ポータルサイトに支払う手数料がふえたのか、あるいは宅配業者に払う宅配料がふえたのか、あるいは菜っ葉屋に支払う1件500円の、これも何ていうんでしょう、荷造り手数料というんでしょうか、要するに菜っ葉屋に払う手数料、どの部分が大きくふえたんでしょうか。

○議長（後藤 和実） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） 手数料関係の内訳につきましては、菜っ葉屋に払うふるさと納税謝礼品の発送業務の委託手数料、2月、3月分なんですけど、これにつきまして177万円の増加、それから大きいのが、ポータルサイトでいいますと、「さとふる」ふるさと納税のほうの利用料、これが307万円、それから、「ANA」のふるさと納税関係の利用料が87万円、それから「Yahoo!」関係が16万円ということが内訳としてはあります。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 大きくふえた部分はわかりませんか。今、金額はそれぞれ言われたけど、特別多くなっている部分があると思うんですよ。件数がふえたのですから、宅配料がふえたのか、菜っ葉屋に支払う1件500円がふえたのか。

いわゆる——今わからなければいいですよ、課長、わかればと思ったので。その、どの部分がふえたのかちゅうのがわかればいいんですよ。

○議長（後藤 和実） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） 手元の資料では、年間の部分での総計しか出てないので、ちょっと、その2月、3月分で、どこまで、何といいますか、報償費の内容まで把握しておりませんので、後ほどまた報告いたします。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。7番、淵上君。

○議員（7番 淵上 三月君） 45ページの衛生費の中の委託料、予防接種費が500万円減額になっておりますが、これについて説明をお願いします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 予防接種費の減額でありますけど、予防接種費は費目全ての予防

接種、個別、任意の全ての予防接種費目で年間を通して予算計上しておりますので、その接種の人数によって金額が実績上変わってきますので、その分を500万円減額しているという形であります。当初予定していた人数より接種者数が少なくなったということになるかと思えます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で議案に対する質疑を終わります。

これより議案第39号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第40号、専決処分の承認を求めるについて（平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第40号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第41号、専決処分の承認を求めるについて（平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第41号に対する質疑はありませんか。9番、山田君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 下水道工事については、随時進めておられるわけですが、現在、町民の加入がどの程度までいっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） ちょっと手元のほうに今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど確認してまたご報告申し上げます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で議案に対する質疑を終わります。

これより議案第41号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第42号、専決処分の承認を求めるについて（平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第42号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第43号、財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第43号に対する質疑はありませんか。8番、原君。

○議員（8番 原 博君） 契約の方法として指名競争となっておりますが、イノウエスポーツのほかには指名されたのはどこかあったのですか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 指名業者は4社でありました。イノウエスポーツを入れて4社です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。9番、山田君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 運動機器の購入ということですが、どのような物が購入されたのか、できたら大筋でお願いします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 今回の運動機器は全部で18品目を購入をしております。

内容につきましては、介護予防棟のほうに入れますトレーニング関係の機器と自走式でありますトレッドミル等を含めた形で入れております。また、特徴的なのはデイサービス棟のほうには、高齢者が使用する形の高齢者用のトレーニング機器、並びに空気圧のマッサージ機等をデイサービス棟には入れております。また、その他特徴的などころでは、町民向けの特に女性向けになると思いますが、体幹を機能する装置等も同じく入れておりますので、合わせて全体で18品目という形をとっているところです。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で議案に対する質疑を終わります。

これより議案第43号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは暫時休憩いたします。

午前9時31分休憩

午前9時32分再開

○議長（後藤 和実） それでは暫時休憩の前に、再開いたします。

次の議案第44号、監査委員の選任については、私の一身上に関する事件でありますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

ここで議長交代のため、しばらく休憩といたします。

午前9時33分休憩

午前9時34分再開

〔議長交代〕

○副議長（山田 秋吉） 再開いたします。

議案第44号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法117条の規定により、後藤和実君の退場を求めます。

〔11番 後藤 和実君 退場〕

○副議長（山田 秋吉） これより質疑を行います。本案に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 秋吉） 質疑なしと認めます。

ただいまより討論を行います。

本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 秋吉） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 秋吉） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（山田 秋吉） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

後藤和実君の着席を求めます。

〔11番 後藤 和実君 着席〕

○副議長（山田 秋吉） ただいま監査委員に選任されました後藤和実君が議場におられますので、同意されたことを告知いたします。

ここで議長交代のため、しばらく休憩といたします。

午前9時37分休憩

午前9時38分再開

〔議長交代〕

○議長（後藤 和実） 再開いたします。

これより議会構成にかかわる議事を進めますので、執行部の皆様は退場をお願いいたします。関連する議事が終わりましたら、改めてご連絡いたしますので、ご出席をお願いします。ここで10分間休憩いたします。

午前9時39分休憩

午前9時45分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き再開いたします。

本来、議長の任期は地方自治法第103条第2項の規定では議員任期によることとなっておりますが、議会申し合わせ事項により議長の職を辞職したく、副議長に辞職願を提出いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前9時46分休憩

午前9時46分再開

○事務局長（河野 浩俊君） ご報告申し上げます。ただいま後藤議長から会議規則第97条の規定による辞職願が提出されました。地方自治法第106条の規定により、議長の選挙が終わるまで、山田副議長に議長の職務を行っていただきます。山田副議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○副議長（山田 秋吉） 再開いたします。

ただいま局長から報告がありましたように、議長の選挙が終了するまで議長の職務を行います。議長、後藤和実君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 秋吉） ご異議なしと認めます。よって議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（山田 秋吉） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、後藤和実君の退場を求めます。

〔11番 後藤 和実君 退場〕

○副議長（山田 秋吉） ここで議事調査係長に辞職願を朗読させます。

○議事調査係長（廣瀬 孝一君） 辞職願を朗読いたします。

木城町議会副議長山田秋吉殿。

このたび、議会の申し合わせ事項により、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（山田 秋吉） お諮りいたします。後藤和実君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 秋吉） ご異議なしと認めます。よって、後藤和実君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

後藤和実君の着席を求めます。

〔11番 後藤 和実君 着席〕

○副議長（山田 秋吉） 後藤和実君の議長の辞職につきましては、許可されましたので告知いたします。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 秋吉） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2. 議長の選挙

○副議長（山田 秋吉） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 秋吉） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 秋吉） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、黒木泰三君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました黒木泰三君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 秋吉） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました黒木泰三君が議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました黒木泰三君を紹介いたします。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） ただいまご選任をいただきました黒木泰三でございます。大変ありがとうございます。

私、誠心誠意、議会の活動に専念していきたいというふうに思っておりますので、皆様方のご支援とご指導のほどをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（山田 秋吉） 挨拶が終わりました。

以上で、議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

黒木泰三議長、議長席にお着き願います。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前9時53分休憩

午前9時54分再開

〔議長交代〕

○議長（黒木 泰三） 再開いたします。

ただいまの議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更が必要となりました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3. 議席の一部変更

○議長（黒木 泰三） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

議席番号11番は議長の議席としておりますので、そのほかの議席番号及び氏名を議事調査係長に朗読させます。

○議事調査係長（廣瀬 孝一君） それでは、議席番号、氏名の順に読み上げていきます。

1番、眞鍋博議員、2番、神田直人議員、3番、中武良雄議員、5番、後藤和実議員、6番、堀田廣幸議員、7番、洲上三月議員、8番、原博議員、9番、山田秋吉議員、10番、内田重則議員、11番、黒木泰三議員、以上です。

○議長（黒木 泰三） 議事調査係長の朗読が終わりました。

以上のおとり各議員の議席を変更します。議席の移動をお願いいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前9時55分休憩

午前9時56分再開

○議長（黒木 泰三） 再開いたします。

先ほど、副議長山田秋吉君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞任の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4. 副議長辞職の件

○議長（黒木 泰三） 追加日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田秋吉君の退場を求めます。

〔9番 山田 秋吉君 退場〕

○議長（黒木 泰三） ここで議事調査係長に辞職願を朗読させます。

○議事調査係長（廣瀬 孝一君） 辞職願を朗読いたします。

木城町議会議長黒木泰三殿。

このたび、議会の申し合わせ事項により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） お諮りいたします。山田秋吉君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、山田秋吉君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山田秋吉君、着席を求めます。

〔9番 山田 秋吉君 着席〕

○議長（黒木 泰三） 山田秋吉君の副議長の辞職につきましては、許可されましたので告知します。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第5. 副議長の選挙

○議長（黒木 泰三） 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に神田直人君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました神田直人君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました神田直人君が副議長に当選されました。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

副議長に当選されました神田直人君を紹介いたします。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○議員（2番 神田 直人君） ただいま副議長の承認をいただきました。本当に身に余る光栄でございます。また、それとともに責任の重大さをひしひしと感じているところでございます。

今後は、議長を補佐し、町民の付託に応えるべく精進していきたいと思っております。議員の皆様の協力をお願いいたします。

○議長（黒木 泰三） 挨拶が終わりました。

これより各委員会委員の選任及び一部事務組合議会議員の選挙について議事を進めてまいります。

日程第14. 常任委員の選任について

○議長（黒木 泰三） 日程第14、常任委員の選任を議題といたします。

常任委員の任期については、委員会条例第3条の規定により2年と定められており、新たに選任することになります。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。定数とも勘案の上、調整して指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、ただいまから常任委員の指名を行います。

まず、総務常任委員に眞鍋博君、堀田廣幸君、淵上三月君、内田重則君、私、黒木泰三、以上5名を。

次に、産業文教常任委員に神田直人君、中武良雄君、後藤和実君、原博君、山田秋吉君、以上5名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。

日程第15. 議会運営委員の選任について

○議長（黒木 泰三） 日程第15、議会運営委員の選任を議題といたします。

議会運営委員の任期については、委員会条例第4条の2第3項の規定により2年と定められており、新たに選任することになります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。定数とも勘案の上、調整して指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、ただいまから議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に中武良雄君、堀田廣幸君、湊上三月君、原博君、山田秋吉君、以上5名を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

次に、特別委員の選任についてであります。

お諮りいたします。先ほどの諸報告で報告いたしましたとおり、閉会中に議長において特別委員の辞任を許可しておりましたので、会議規則第22条の規定により、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6. 特別委員の選任

○議長（黒木 泰三） 追加日程第6、特別委員の選任を議題といたします。

特別委員会は、委員会条例第5条の規定によって、議会広報編集に関する事項については4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会と新田原基地対策に対する事項については4人の委員で構成する新田原基地対策特別委員会を設置しております。

お諮りいたします。特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。欠員数に応じて指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

議会広報編集特別委員の3名に、眞鍋博君、後藤和実君、湊上三月君を、新田原基地対策特別委員の2名に、中武良雄君、原博君をそれぞれ指名いたします。

以上で、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は終了いたしました。

委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

ここでしばらく休憩いたしますので、各委員とも委員会を開き、委員長及び副委員長を互選し、その結果を議長の手元まで報告をお願いいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時10分再開

○議長（黒木 泰三） 再開いたします。

ただいま各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果がまいりましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に堀田廣幸君、副委員長に眞鍋博君、産業文教常任委員会委員長に中武良雄君、副委員長に原博君、議会運営委員会委員長に山田秋吉君、副委員長に瀧上三月君、議会広報編集特別委員会委員長に神田直人君、副委員長に後藤和実君、新田原基地対策特別委員会委員長に原博君、副委員長に内田重則君が互選されました。

次に、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出についてであります。

宮崎県東児湯消防組合議会議員については、組規約第5条第1項の規定により、関係町の議会の議長及び関係町の議会において選出した議員1名となっております。現在、本町議会から選出する議員1名枠に欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7. 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

○議長（黒木 泰三） 追加日程第7、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を議題といたします。

お諮りいたします。選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、選出の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

宮崎県東児湯消防組合議会議員に堀田廣幸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました堀田廣幸君を宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、宮崎県東児湯消防組合議会議員には、議長のほかに堀田廣幸君を選出することに決定いたしました。

ただいま、宮崎県東児湯消防組合議会議員に当選されました堀田廣幸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙についてであります。

西都児湯環境整備事務組合議会議員については、組合規約第5条第2項の規定により、関係市町村の議会において議員の中から2名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員2名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第8. 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

○議長（黒木 泰三） 追加日程第8、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名

推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

西都児湯環境整備事務組合議会議員に私、黒木泰三と堀田廣幸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました私、黒木泰三と堀田廣幸君を西都児湯環境整備事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、黒木泰三と堀田廣幸君が西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました。

ただいま西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました私、黒木泰三と堀田廣幸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙についてであります。

高鍋・木城衛生組合議会議員については、組合格約第5条及び第6条第1項の規定により、議会において、議員の中から3名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員3名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第9．高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

○議長（黒木 泰三） 追加日程第9、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、

指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

高鍋・木城衛生組合議会議員に神田直人君、堀田廣幸君、後藤和実君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました神田直人君、堀田廣幸君、後藤和実君を高鍋・木城衛生組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました神田直人君、堀田廣幸君、後藤和実君が高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま、高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました神田直人君、堀田廣幸君、後藤和実君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙についてであります。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員については、企業団規約第7条の規定により、関係市町の議会において、議員のうちから1名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員1名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第10. 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（黒木 泰三） 追加日程第10、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選することに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に私、黒木泰三を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました私、黒木泰三を一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、黒木泰三が一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選いたしましたので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

以上で、議会の構成替えに伴う議事の全てが終了いたしましたので、執行部の入場を求めたいと思います。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時35分再開

○議長（黒木 泰三） 休憩前に引き続き再開いたします。

執行部の皆様にご出席いただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

私、黒木でございます。大変、議長席の自席から、高いところからご挨拶を申し上げますが大変失礼いたします。

先ほどの指名選挙におきまして、私、黒木泰三が議長に選任されました。それで、なかなかふなれな点もありますけれども、議員の皆様方、それから執行部の皆様方には今後ともいろいろと迷惑をかけるかと思いますが、誠心誠意頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

なお、新しい議会構成については、お手元に配りました構成表のとおり選任されました。執行

部の皆様のご協力をお願いいたします。

ここで環境整備課長より発言が求められておりますので、これを許します。環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） 先ほどの議案審議の中で議案第41号の中で、9番、山田議員のほうよりご質問のありました公共下水道関係の加入率でございますが、平成29年3月末で94.2%となっております。これにつきましては人口のやつで出しております。

以上でございます。

日程第16. 各委員会の閉会中の調査

○議長（黒木 泰三） 日程第16、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会にかかわる事項について、各常任委員長から所管事務調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、新田原基地特別対策委員長から新田原基地対策について、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（黒木 泰三） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで平成29年第2回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、前議長、前副議長、町長より発言を求められておりますので、これを許します。5番、後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） 平成27年5月1日から今日まで2年間、議長の責を無事終えました。まことにありがとうございました。

また、町長を初め町執行部の方、議員各位の皆様方のご協力を得ましてここまでやってこれたということは大変光栄に思っております。どうもありがとうございました。次からは監査委員となりますので、そちらのほうもよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 9番、山田秋吉君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 後藤和実議長を補佐して2年間やってまいりましたけれども、執

行部の皆さんには大変お世話になりました。今後は議会運営委員長という重責を受けましたので、またいろんな面でご協力、ご指導をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（黒木 泰三） 町長、お願いします。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げます。第2回木城町議会臨時会におきます議案のご審議、まことにありがとうございました。上程をいただきました8議案、全て原案のとおり承認、可決、同意をいただいたところであります。厚くお礼を申し上げます。

先ほど議会構成替えがなされました。黒木泰三議長を初め、議員各位におかれましては、引き続き、木城創生、よりよいまちづくりにご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここ数日、寒暖の差が大きい毎日であります。体調管理には十分ご留意いただきますようご祈念を申し上げまして、第2回臨時議会のお礼といたします。本当にありがとうございました。

○議長（黒木 泰三） 議員の皆さんは控え室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時41分閉会
